

# 事業系ごみ処理の流れ

## 事業系ごみ

### 産業廃棄物

### 事業系一般廃棄物

許可を受けた産業廃棄物処理業者に **委託**

お問合せ先：

一般社団法人 滋賀県産業廃棄物協会  
 大津市梅林一丁目3番30号  
 こうぜんビル2階  
 電話 077-521-2550

### 可燃ごみ

### 大型ごみ

### 刈り草・剪定枝

総重量 8 t 未満の車両を使用

- ・事前手続き不要（申出書不要）
- ・ごみは、長さ 40 cm 未満に
- ・透明袋使用

- ・搬入前日までに申出書提出
- ・1日1回5点まで

- ・搬入1週間前までに事前相談の上、申出書提出
- ・搬入施設や受入量に制限あり

委託

自己搬入

委託

自己搬入

委託

自己搬入

マニフェスト交付  
 (排出事業者→委託業者)

1回の搬入が 200kg 以上 の場合、  
 マニフェスト提出 (排出事業者→搬入施設)

申出書（用紙）は、  
 廃棄物減量推進課窓口にあります

申出書提出先

大津市環境部廃棄物減量推進課  
 大津市御陵町3番1号(新館3階)  
 電話 077-528-2802